

役員等報酬規程

社会福祉法人昭島愛育会

社会福祉法人昭島愛育会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人昭島愛育会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、役員報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 この法人の理事監事評議員の年間報酬総額は、130万円以内とする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。また、理事会の決議の省略手続きにおいて、書面又は電磁的記録により意思表示を行った場合は、別表2

に定める報酬を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。また、評議員会の決議の省略手続きにおいて、書面又は電磁的記録により意思表示を行った場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事長が職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。また理事会及び評議員会の決議の省略手続きにおいて、書面又は電磁的記録により意思表示を行った場合は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

（費用弁償の支給）

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により出張旅費等を支給することができる。

- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

- 第10 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、休業日前日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

- 第11条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を勘案して支給する。

(慶弔)

第12条 理事・監事・評議員が次の事項に該当する場合、別表5により慶弔の意を表すことができる。

- (慶事) 退任時の就任期間が10年以上の場合
(弔事) 理事・監事・評議員 本人が死亡の場合

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和4年12月1日から施行する。

別表1（出席報酬）

種 別	報 酬	費用弁償 (交通費等)
理事会出席報酬 (日額)	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬 (日額)	10,000円	2,000円

別表2（決議省略手続報酬）

種 別	報 酬	費用弁償 (交通費等)
理事会報酬 (日額)	5,000円	—
評議員会報酬 (日額)	5,000円	—

別表3（非常勤勤務報酬等）

種 別	報 酬	費用弁償 (交通費等)
理事長業務報酬等 (日額)	3,000円	実費
業務執行理事等 (日額)	3,000円	実費
理事業務報酬等 (日額)	3,000円	実費
監事業務報酬等 (日額)	3,000円	実費
評議員業務報酬等 (日額)	3,000円	実費
施設視察(報告書作成含)報酬 (1施設)	5,000円	実費
監事監査指導報酬 (日額)	20,000円	2,000円

別表4（旅費等）

旅費		その他
交通費	宿泊費	
実費		

別表5（慶弔）

慶 事	贈呈品
就任期間10年以上20年未満	30,000円の商品券又はギフトカード
就任期間20年以上	50,000円の商品券又はギフトカード

弔 事	花料	香典
理事・監事・評議員 本人死亡	1基 15,000円程度	30,000円